

# 藤枝市議会基本条例の評価・検証結果

令和8年3月31日

藤 枝 市 議 会

## 1. はじめに

藤枝市議会では、議会活性化特別委員会での議論を経て、平成26年3月26日に藤枝市議会基本条例を制定しました。

藤枝市議会基本条例第24条には、「必要に応じて見直しを行う」旨を定めているものの、条例制定以降に見直しが行われることはありませんでした。

令和4年5月からの第18期藤枝市議会において、藤枝市議会基本条例の評価・検証の議論が高まり、令和6年度及び令和7年度の議会改革特別委員会において、制定後、初めて評価・検証を実施したので報告します。

## 2. 経過

### (1) 令和6年度（第18期3年目）の取組み

- ①議会改革特別委員で、他市の事例等を参考に研究を開始。
- ②議会改革特別委員会で評価及び検証の方法と作業スケジュールの協議。(7月・9月)
- ③先進地（泉大津市議会・西脇市議会）への行政視察（事例や方法）を実施。(11月)
- ④行政視察先での取組み等を参考に、議会改革特別委員会での協議を経て決定した評価及び検証の方法において、全議員で評価表を使用した評価及び検証を実施。  
(1月・2月)

### (2) 令和7年度（第18期4年目）の取組み

- ①評価表をもとに評価及び検証の取りまとめを実施。(6月～11月 計8回)
- ②評価及び検証のなかで、改善の必要があると考えられる点について、改善（案）の作成のため、先進地（多摩市議会・成田市議会）への行政視察（事例や方法）を実施。(10月)
- ③評価及び検証の最終結果及び改善（案）を協議。(12月・1月・3月)

## 3. 評価・検証方法

### (1) 評価者

全議員（21名）

### (2) 方法

評価表を使用し、評価及び検証を実施。

※藤枝市議会の現状と藤枝市議会基本条例とを比較して、どう感じているか等を記入。  
その後に見直すべき条項を検討。

## 4. 評価・検証結果

### (1) 総論

委員による活発な意見交換及び議論の結果、「条文自体の検証・見直しではなく、条例に基づく行動ができていないかどうかの検証が最も重要であり、その検証結果に応じて、条文自体の見直しを検討すべきである」との結論に至った。

そこで、藤枝市議会基本条例に基づく行動ができていないかの検証を行うため、行政視察先である先進地（多摩市議会、成田市議会等）を参考に、実施状況を記載し4段階評価を行う新たな「評価検証シート（別添1）」を作成した。あわせて、4年ごとに藤枝市議会基本条例に掲げた条項について検証を行うよう、次期への申し送り事項とした。

また、条文の見直しについては、より理解しやすい文言にすべきとの意見も複数出たが、策定当時の協議を尊重し、今回の見直しにおいては条文の変更は行わないこととした。これに代わり、藤枝市議会基本条例を読みやすく理解されやすいものとするための対応として、藤枝市議会のホームページに条文の逐条解説を掲載することとした。なお、今後条文の見直し（改正）を実施した際には、新旧対照表を掲載することを確認した。

### (2) 条例の取組状況における主な意見

#### ①第14条（議員間の自由討議）関係

常任委員会等で、十分な議員間討議ができていないように思う。まずは全員が所属する常任委員会でテーマを決めたり、話題になっているタイムリーな問題について意見を言い合ったりするのはどうだろうか。

⇒必要に応じて、各委員会において勉強会の開催や、議員間討議の場を設ける。

#### ②第16条（委員会活動）関係

通年議会になったのだから、議会ごとの単発的な対応でなく、委員会任期の2年を生かした計画的なスケジュールを組み、活動を行うこと。

⇒委員会が計画的な活動となるよう、3常任委員会の活動の目安となる調査・提言チェックシート（別添2）を作成する。

#### ③第22条（議員の政治倫理）関係

議員としての重大な責務や自覚、品位など書き加えたい。また、（ハラスメントの防止）は別扱いで条目を追加する方が良いと考える。

⇒ハラスメントはあってはならない。議会基本条例に定めるか、個別条例等の検討の必要があるのか継続協議を実施する。